憲法７

今週の事件：

死刑と裁判員制度

* 裁判員による量刑判断
* 死刑にしていいのか？
* 民主主義を学べるのか？→ ごく少数の人間により選ばれた裁判官が実権を握る場で、市民を入れたところで市民の感覚は反映されていない。また、冷静であるべき司法判断において民意を反映させるほど危ないことはない。
* 裁判の内容を喋ると罰金５０万→ 守秘義務

主権

* 対外的独立性たる国家主権　**ウェストファリア条約**
* 王権神授説
* ↔︎基本的人権、社会契約論　（自然状態の構想による自然権とその調整、万人の万人に対する闘争などの調整）
* シェイエス「第三身分とは何か」“**国民主権**”− 主権は抽象的な国民が持っている→ 市民階級たる国民を代表するものが主権行使、代表民主制。**自由委任。**
* ルソー　「社会契約論」“**人民主権**” ― 主権は人民一人一人のもの、代表されることはできない。代表者を持つにしても、それは人民に従い、人民が選び、解雇する権利を持つ。直接民主制, moderate間接民主制。**命令的委任。**
* 人民主権、国民主権の対立概念。

憲法

* 憲法改定　総議員の３分の２
* 秘密会　出席議員の３分の２
* 除名　出席議員の３分の２
* 選挙法を変えることは憲法改正に匹敵する
  + 公職選挙法は、ルールを変えるためのルールを規定するメタルールである。
  + 公職選挙法を変えることで総議員の３分の２の同意を得ることができる。

選挙について

* 憲法４３条　全議員は全国民の代表である。→ 選挙や選挙方法は関係ない。全国民の代表となる。政党に関係ない。政党を除名されても国会議員はやめなくていい。比例区の議員は他の政党に入ることはできない（公職選挙法の改正）（比例区は個人ではなく政党に入れるから）が個人として活動することはできる。
* 普通選挙法と治安維持法の同時制定の理由：選挙権と被選挙権の戦い。  
  選挙の遷移　直接交付税　１５円　１０円　５円　０円  
  最初は１％
* 憲法４４条　人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産または収入（憲法１４条＋教育、財産または収入）
* 憲法４７条　選挙方法の規定　４４条ほど厳しくない

選挙運動

* 戸別訪問と個別資料の頒布は禁止　→ 日本だけ
* 与党助けるための工夫
* 事前運動の禁止などもそう。ネット規制もある。日本は選挙を自由化するべき？
* 今までの中選挙区制は日本的な選挙方法、与野党の対立のみならず与党内の派閥争いも反映された。But 今はトップダウンでものが決まるような小選挙区比例代表並立制。
* 民意の反映と民意の集約
* 民意の反映　民意とその民意を代表する議員の当選数が比例する。
* 民意の集約　小選挙区で死票が生まれる。多数意見の民意の集中。
* 小選挙区比例代表**併用制**と**並立制**の違い
* ドイツは併用制、５００人全員比例で選ばれて、かつ小選挙区で当選した人は必ず当選する。
* 日本では比例が２００、小選挙区３００。比例の配分も大政党に有利な地域を設定した。
* 現行選挙制度の憲法的合憲性は怪しい。But